

札幌市長 秋元克広 様

2018年9月28日
日本共産党清田区委員会
委員長 齊藤 純明

北海道胆振東部地震による液状化などの被害への対策と支援について

9月6日未明、北海道胆振東部で発生した地震から2週間以上が経過しますが、地震発生直後から市職員が復旧や被災者の支援に力をつくされてきたことに敬意を表します。

今回の地震では、本市でも1名が亡くなり負傷者は238名に及びました。とりわけ、清田区里塚地区は、液状化によって大規模な陥没が起きるなど甚大な被害を受け、清田区では、全壊した家屋43棟、大規模半壊2棟、半壊42棟、一部損壊は893棟(9/17現在)にのぼりました。

里塚地区の住民説明会では、「原因調査に3カ月かかり本格的な復旧工事は来春」という市の説明に、「3カ月後では屋根に雪が積もる。家が傾いた状態で住むなんて不安でしょうがない」「なぜ造成を許可したのか」「これからも暮らし続けていけるのか」など、不安と怒りが噴出しました。

2003年の十勝沖地震の際、清田区美しが丘地区で液状化による道路の陥没や亀裂、家屋が傾くなどの被害があり、沢地の埋め立てに起因する液状化が指摘されました。同様に、今回液状化の被害をうけた里塚地区も沢地を埋め立て宅地として造成された区域であり、その教訓が生かされなかったといわざるを得ません。

今回の地震による被害の1日も早い復旧と液状化への対策、住宅や家屋に被害をうけた方々の一刻も早い生活と生業の再建をすすめるために、以下の通り要望いたします。

記

1. 液状化による家屋の傾きなど外見上わかりにくいものもあるため、被害をうけたと思われるすべての家屋について被害調査を行うこと
2. 国の「被災者生活再建支援制度」が適用されますが半壊や一部損壊は対象外となっており、早期の支援金給付と合わせ市独自の助成を行い住宅の再建を支援すること。また、住宅エコリフォーム補助制度の対象を拡大し、震災による住宅修繕にも使えるようにすること。家屋などの撤去費用についても支援すること
3. 住宅の復旧まで一時移転が必要な被災者や倒壊の危険など居住することが困難になった被災者に対し、その意向にそった住まいの確保など必要な支援を行うこと。その際、次の居住先が決まるまで支援すること
4. 液状化が発生する恐れのある危険地域の総点検を実施し、国の面積基準に満たないものも含め「大規模盛土造成地マップ」に記載するとともに市民への周知をはかること
5. 市の「地域防災計画」地震対策編・災害予防計画に、宅地などへの液状化対策を位置づけること

6. 急傾斜地崩壊危険個所で液状化によると思われるがけ崩れが発生しており、すべての急傾斜地崩壊危険個所について総点検を実施し、安全を確認すること
7. 液状化被害のあった里塚地区について、今後の復旧計画と具体的スケジュールを早急に住民に示すこと
8. 液状化などでたまった土砂やコンクリートがらの撤去を道路だけでなく住宅地（民有地）についても公費負担で行うこと。「罹災証明書」の交付を清田区役所でも行うようにすること
9. 2回目の里塚地区住民説明会を早期に公開で実施し、住民からだされている要望に答えること
10. 里塚地区以外でも地盤沈下などの被害が出ており（清田2条2丁目で液状化と見られる地盤沈下とがけ地の崩落）、液状化による地盤沈下が疑われる場所については、地盤調査を実施し対策を講じること